

国保・年金

**4月1日から
子ども・妊産婦・ひとり親
各医療費助成の内容が変わります**

●【子ども医療費助成】

- ・中学生まで助成対象に
- ・対象年齢が中学校修学終期（15歳の誕生日を迎えた最初の3月31日）まで引き上げられます。
- ・新たに対象となる児童・生徒（平成7年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた方）は、4月1日以降の受診分から対象となります。

●【受給資格者証の発送】

- ・4月1日付で受給資格の登録を行います。現在子ども医療費助成の対象となっている方も含め、新しい受給資格者証を4月下旬に発送します。
- ・3歳未満の乳幼児は、新しい受給資格者証が届くまで、現在お持ちの受給資格者証をお使いください。
- ・3歳以上の対象者は、4月に受診した医療費の申請は5月以降となりますので、4月1日に新しい受給資格者証がなくても申請には問題ありません。
- ・新たに対象となる児童・生徒には、2月1日付で「子ども医療受給資格者証交付申請書」を送付しました。まだ申請書を提出していない方は、早急に提出してください。

てください。

●【妊産婦医療費助成・ひとり親医療費助成】

- 1か月5000円の自己負担
- 4月1日以降、医療機関で受診した場合、1つの医療機関ごとに1か月5000円の自己負担が発生します。全額助成にはなりませんのでご注意ください。

■問い合わせ

国保年金課国保医療係
TEL (23) 8792



●こんなときは 国保の届出を

4月は、進学や就職、転勤や退職による住所の変更や異動が多い時期です。これらの異動にともなう、下表のように健康保険にも異動があった場合、必ず14日以内に市役所の窓口へ届出をしてください。

届出が遅れると、保険料をさかのぼって支払わなければならないなど、医療機関で受診する時に全額自己負担になったりすることがありますので、ご注意ください。

■問い合わせ

国保年金課国保医療係
TEL (23) 8857



	こんなとき	必要なもの	届出窓口
国保にはいる場合	他市町村から転入するとき <small>（転出先から引続き国保の場合）</small> ・世帯全員が転入するとき ・世帯の一部転入するとき	・本人確認ができる書類（免許証など） ・印かん	・市民課 ・各支所
	職場の健康保険をやめたとき <small>（退職したとき）</small> ・世帯全員がやめたとき ・世帯の一部の人がやめたとき	・職場の健康保険をやめた証明書 ・印かん	・国保年金課 ・各支所
	子どもが生まれたとき	・親子健康手帳（母子手帳） ・印かん	・市民課 ・各支所
国保をやめる場合	転出するとき	・本人確認ができる書類（免許証など） ・印かん ・国民健康保険証	・市民課 ・各支所
	職場の健康保険にはいったとき ・就職したとき ・社保被扶養者となったとき	・印かん ・勤務先の保険証 ・国民健康保険証	・国保年金課 ・各支所
	死亡したとき	・印かん ・国民健康保険証	・市民課 ・各支所
その他	退職者医療制度に該当したとき 両方に該当する方対象 { ・厚生年金の加入期間が20年以上もしくは40歳以降10年以上ある ・年金受給権者となった	・印かん ・加入月数のわかる年金証書 ・国民健康保険証	・国保年金課 ・各支所
	修学のため、子どもが他の市町村に住むとき	・印かん ・在学証明書 ・国民健康保険証	・市民課 ・各支所
	世帯主や氏名が変わったとき 市内で住所が変わったとき 世帯合併・分離をするとき	・本人確認ができる書類（免許証など） ・印かん ・国民健康保険証	・市民課 ・各支所
	保険証を紛失したとき	・本人確認ができる書類（免許証など） ・印かん	・国保年金課 ・各支所